

# 特別名勝「松島」の現状変更手続きについて

## ■現状を変更する場合は、許可が必要となります

東松島市野蒜・宮戸地区については、文化財保護法により特別名勝「松島」に指定されているため、現状の変更をおこなう場合は、申請により許可を受ける必要があります。

指定区域内は、地形や土地利用状況から区分化（別紙区分図参照）され、現状変更できる範囲がそれぞれ定められています。

平成 25 年 4 月から、保護地区のうち第 1 種保護地区（1B 地区）、第 2 種保護地区（2B 地区）、第 3 種保護地区については、文化庁からの権限委譲により市で許可できるようになりました。これにより、以前に比べ許可までの期間は短縮され、申請にあたって事前協議をいただくことで、さらにスムーズに手続きが進みます。

特別保護地区・第 1 種保護地区（1A 地区）、第 2 種保護地区（2A 地区）、海面保護地区については、従来どおり、文化庁の許可となり、申請書提出から許可まで、約 1～2 ヶ月かかりますので、計画がある場合はお早めにご相談ください。

## ■申請が必要なもの

特別名勝「松島」の指定区域内で、次のような事業や行為をおこなうときには、申請が必要となります。

### 申請が必要な場合

- ① 住宅、民宿、店舗、倉庫、農林漁業施設などの建築物や工作物の新築、改築、増築
- ② 浄化槽の設置や上下水道の工事
- ③ 道路の舗装や側溝整備
- ④ 漁港、堤防等の工事
- ⑤ 鉄塔・電柱・携帯電話基地局・各種アンテナ・街路灯等の設置
- ⑥ 看板など屋外広告物の設置
- ⑦ 公園、公共建築物の整備
- ⑧ 森林等、木や竹の伐採
- ⑨ 土地の造成など、土地の形状変更
- ⑩ その他、現在の状況から、変更をおこなうとき